

米英貿易合意：経済安全保障規定のインプリケーション

上席主任研究員 玉置 浩平

英国「一番乗り」の意味とは

5月8日、米英両国は新たな貿易協定となる「経済繁栄協定（Economic Prosperity Deal：EPD）」の方向性について合意した。トランプ関税を巡る米国と各国との個別交渉について具体的な進捗が発表されたのは初めてだが、合意文に法的拘束力はなく、詳細は今後の交渉に委ねられている。

近年、米国の対英貿易収支は黒字であり、米国が4月2日に発表した国・地域別の上乗せ関税の対象からも英国は除外されている。市場の動揺を受けて成果を急ぐ米国にとって、英国は交渉上の懸案が少ない取り組みやすい相手であったと言える。一方、対露政策など安全保障面でも米国との連携が不可欠な英国は、対米報復を控えて慎重に交渉を進め、結果として第二次世界大戦の欧州戦勝記念日という象徴的なタイミングで両国間の「特別な関係」が演出された。

他国との交渉への示唆：一律関税・品目別関税・経済安全保障

合意文は関税、非関税障壁、デジタル貿易、経済安全保障などの項目から成る。焦点の関税について、米国側は牛肉やエタノール、英国側は自動車や鉄鋼に関する成果をそれぞれ強調している。

今回の合意からうかがえる米国側の交渉方針の注目点を見てみよう。第一に、各国共通の一律関税10%は米英間でも維持されることとなり、これがトランプ関税のベースラインとして定着する公算が大きくなった。

第二に、通商拡大法232条に基づく品目別関税については、二国間の固有の事情を踏まえた例外措置が認められた。英国車の輸出については、足元の輸出実績に匹敵する年10万台までは関税率が27.5%から10%に引き下げられるが、高級車中心で輸出台数が少ないという英国の特殊性が考慮されたとみられる。英国製の鉄鋼・アルミに対しても追加関税ゼロの関税割当が設定されるが、米国市場でのシェアは極めて限定的だ。

第三に、経済安全保障に関する規定の存在だ。例えば、鉄鋼・アルミについては、関税割当の前提として「サプライチェーンの安全（security）」に関する条件を満たすことが要求されている。医薬品など今後232条関税の対象となる品目についても同様の条件が盛り込まれている。

これらの規定は中国を念頭に置いていると報じられている。左派・労働党のスターマー政権は中国との関係改善に動いていたが、米国としては、中国による過剰生産の是正、英国を含む第三国を通じた中国製品の流入防止、中国資本の影響力排除などを図る狙いがあるものとみられる。

なお、関税とは別に、「経済安全保障に関する連携と協力の強化」という項目では、第三国の非市場的政策への対応、安全保障関連規制、政府調達、関税回避対策などでの協力が盛り込まれた。

経済安全保障規定がもたらす潜在的なインパクト

こうした規定の存在は各国の対米交渉の性質を大きく変化させる。12日には米中両国が関税引き下げで合意したものの、両国間の貿易に対する政治的な逆風が収まることは考えにくい。中国は米国に代わる輸出市場の開拓や生産拠点の分散を図るべく、第三国と経済関係の強化を図る。対する米国は、第三国との貿易交渉を通じて中国のプレゼンスを弱めようとするだろう。

相次ぐ関税発動による市場の混乱を受け、トランプ政権が徐々に現実路線に近づいているとの見方もある。現時点で事態の帰結を予断することは時期尚早だが、全方位の「アメリカ・ファースト」の通商政策が中国排除論に収れんしていくシナリオも成り立つ。

中国への対抗を意識した対外経済政策の模索は、バイデン政権においても重要テーマであり、G7の枠組みにおける経済安全保障協力やインド太平洋経済枠組み（IPEF）創設などの形で具体化された。ただ、バイデン政権が対話と説得によるアプローチをとったとすれば、トランプ政権は一方向的な関税措置をレバレッジとして活用し、対中経済関係の希薄化を迫っていることになる。

もっとも、各国と中国との緊密な経済関係を踏まえれば、米国の要求が簡単に受け入れられるわけではない。中国側も対米交渉に臨む各国への働きかけや圧力を強めるはずであり、両国の板挟みに陥る例も出てくるだろう。また、第三国を介した対立は米中の二国間交渉をさらに複雑化させるかもしれない。

トランプ関税は、関税それ自体に対応した貿易フローの変化を引き起こすのみならず、地政学的な利害に基づくバリューチェーンの分断を加速する可能性がある。そのインパクトを正しく評価するためには、関税引き下げ幅だけでなく、合意の詳細を注意深く分析していく必要があるだろう。

(執筆者プロフィール)

玉置 浩平 (Kohei Tamaoki)

TAMAOKI-K@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：地政学リスク、経済安全保障、産業・通商政策

外務省入省後、朝鮮半島、宇宙・海洋安全保障、国際原子力協力などに関する外交政策の企画・立案に従事。在大韓民国日本国大使館では、北朝鮮情勢や韓国政治・外交に関する情報収集・分析を担当。2021年から丸紅経済研究所にて地政学リスクや経済安全保障などに関する調査研究を行う。東京大学法学部卒業、タフツ大学フレッチャースクールLL.M.修了（国際法修士）。米国ジャーマン・マーシャル財団 Young Strategists Forum 2023 コーホート。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。